

太田まちづくり市民会議 第2回会議 議事概要

日 時	平成29年12月26日(火) 17:30~19:30
場 所	太田市役所 本庁舎10階 政策推進会議室
出席者	(委員) 伊藤委員、塚本委員、福嶋委員、大川委員、小林委員、仲野委員 (事務局) 企画部：田中部長、企画政策課：青木参事、前原課長補佐、桑子主事

1. 開会

2. 協議事項

2.0. 字句の修正(案)について

事務局 前回の会議で指摘のあった字句等の修正案について、資料1-1及び資料1-2に基づき説明

(指摘事項)

- ①：「市」の表現の使い分け
- ②：「市の執行機関」と「行政」の表現の統一
- ③：第3条第1号「者」と「もの」の使い分け
- ④：第4条冒頭「わたしたち」の意味
- ⑤：「参画」と「参加」の使い分け
- ⑥：「市の執行機関」と「市議会」の順序
- ⑦：第4条第5号の主語

会長 字句の修正案については、ここであらためて議論すると時間がとられてしまうので、気になった点への指摘をして、次の協議事項に進みたいと思うが、何かあるか。

(①：「市」の表現の使い分けについて)

委員 第12条の意見公募について、「市」を「市の執行機関」に直しているが、議員立法もあるので市議会も入れた表現としたほうがよい。

事務局 議員立法があることは修正案を検討する中でも意見が出たが、市議会が市民の代表であることを考えると、日頃から市民の意見を聴いており、あらためて意見公募をせずとも市議会での議論がそれに替わるのではな

いかという考えによる。

委員 市議会が市民の代表だからこそ、市民からの意見公募をしなくてはならない。現実論として、市議会が意見公募を求める難しさはあるだろうが、やろうと思えばできる。

(② : 「市の執行機関」と「行政」の表現の統一について)

会長 「行政」という表現だと意味が曖昧なので、「市の執行機関」という表現を使用するとのことだが、市の執行機関というところすごく堅く感じる。
この条例は、市民が主体的にまちづくりに取り組むことを定めた条例であり、市民にこの条例を広く知ってもらう必要がある。そのためにも市民に分かりやすい表現の方が良いのではないかと思う。
他自治体の条例を見てみると、大分県臼杵市のまちづくり基本条例では、条例の中で「行政」の定義づけを行い、条例の中では行政という表現を使用している。
この条例においても条例内で行政の定義づけを行うことで市民に分かりやすいものとなるのではないか。

(⑤ : 「参画」と「参加」の使い分けについて)

委員 第4条第1号で「参加」を「参画」に直す場合は、ダブルミーニングにならないよう第3条で定義した参画の意味に含まれると思われる「自ら考え行動し、責任を持ち」を省略するとのことだが、強調のために参画に含まれる意味をもう一度明示しても問題ないのではないか。
単に省略するのでは、誤解を受けてしまうのではないかと思う。
第9条第1項についても同様である。

事務局 条例策定の経過について議事録などを確認すると、当時の委員の強い思い入れが窺える。基本原則についても十分に議論がされており、事務局としても安易に字句を削ることは好ましくないと考えていた。指摘内容をあらためて法規担当と相談してみたい。

会長 修正案について、①の「市の執行機関」や⑤の「参画」のように表現に正確性を求める一方で、④の「わたしたちは」のようにある意味情緒的な表現をしている部分もあり、全体的にアンバランスさを感じる。

2.1. 太田市住民協議会で議論された内容の確認

会長 無作為抽出された住民が行政課題について議論した住民協議会について報告書の案がまとまったので、今回は、住民協議会の内容を振り返り、まちづくり基本条例で書かれている内容と照し合せてみたいと思う。

会長 太田市住民協議会については、健康づくりをテーマに、地域づくり・交流に関する課題などが議論された。住民協議会で議論されたもののうち、資料2で健康づくり以外の分野にも関わる普遍的な課題をいくつか紹介する。

(情報共有のあり方について)

正しい情報が市民に伝わっていないという課題や、行政情報に対する市民の認知不足という課題がみられる。

行政はただ情報公開するのではなく、情報共有（情報の整理）をすることが必要であり、それにあたっては情報の伝え方、資料の作り方を工夫する必要があるのではないか。

(地域コミュニティのあり方について)

住民協議会では地域づくりに関する議論が多かった。地域コミュニティが希薄になってきたことにより、特に定年退職後の男性が社会的に孤立化しやすいという課題や、一人暮らしの高齢者に対する地域のサポート体制に課題がみられる。

孤立化を防ぐことはあらゆる政策の推進に繋がるので、地域コミュニティはなくてはならない存在といえる。行政は、そのような環境を作るための仕組みづくりをする必要があるのではないか。

(その他の論点)

- ・ 市民ニーズの把握
- ・ 市役所や行政センターの敷居の高さ
- ・ 市の目標の明確化と課題解消
- ・ 世代や職業横断的な場の設定
- ・ 悩みを抱える人への行政の寄り添い方
- ・ 企業との具体的ななかかわり方の模索

会長 実際に住民協議会に参加していた市民委員からも意見を伺いたいが、いかがか。

委員 情報共有のあり方については、行政側が情報提供しているという認識と市民の知らなかったという認識のギャップを埋める努力が必要ということはそのとおりだと思う。

2.2. 太田市まちづくり基本条例について

(情報共有のあり方について)

会長 情報共有のあり方については、まちづくり基本条例の第3章に該当してくるが、市民と行政のコミュニケーションについてはいかがだろうか。

委員 消費者とのコミュニケーションという点で、企業も同じ課題を抱えていると思う。商品などについて丁寧に情報を出してもなかなか消費者に伝わらず、本当に重要なものについては電話相談窓口を設けるなどの対応が見られる。

条例では、情報管理について、第7条で「統一的な基準」と書かれているがどのような基準があるのか。

事務局 文書管理規程を定めている。決裁文書や供覧文書について管理上のルールがある。

委員 行政の中での管理基準ということだろうか。対外的に出すための基準はないのだろうか。また、ホームページについてはどうであろうか。部署ごとに情報を出すようになっているのか。

事務局 文書管理規定は対外的に情報を出すための基準ではないが、市民等から問い合わせに対して文書を提供する際には有効だと思う。

ホームページについては、基本的には部署ごとにページを作成して部署ごとに編集管理することとなっている。

委員 最近では、インターネットショップなどで商品を検索するとそれに関連した商品の案内などが出てわかりやすい。行政情報についても、例えば、自分のけん診情報を見たときに、高齢の親世代のけん診情報も併せて案内されると便利である。

一方で、多角的に情報を知りたい時と、ピンポイントで情報を深掘りしたい時があるので、情報の出し方については両方の側面があると思う。

事務局 情報の出し方ということかというと、部署ごとに別々で実施している住宅施策について、広報紙で1つの記事にまとめて出したことがある。けん診など複数の部署にまたがるものについても分かりやすく提供することは必要だと感じる。

委員 まちづくり基本条例についての情報の出し方ということかというと、他自治体で、まちづくり基本条例の認知度についてアンケート調査をしていると

- ころがあった。結果として認知度は高かったのだが、小学校の授業で基本条例の解説をしていて、それが功を奏しているようだ。
- 委員 私が小学生の時は、郷土を学ぶという授業があったが、そういったところで紹介できるとよい。あるいは、小学校高学年の社会科の授業で憲法や法律と併せて学習することなども考えられる。
- 委員 太田市のことを学ぶ副読本はあるのか。
- 事務局 副読本はあると思うが、その中に基本条例があるかは確認していないが、恐らくないと思う。
- 会長 この条例自体の力の入れ方もあると思う。私が知っているところというところと大分県臼杵市で、条例を全部絵にして学校の授業で使っている。ちなみに、これを作ったのは職員である。
- 委員 こういう形であれば見ればわかる。難しいと存在は知っていても読まない。太田市の解説書を見ても分かりづらい。絵であれば子どもも理解できる。各世代向けにわかりやすいものがあるといいと思う。
- 委員 条例第5条は市民の権利、第6条は市の責任、第7条は市の役割となっているが、双方でどうするかということについては触れていない。
- 会長 第5条で「市民は市の仕事について情報の提供を受け、取得する権利を有します」と記載しているが、情報をもらうだけではなく、その情報が市民にとってわかりやすいものでなければならぬと目標を設定できるとよい。この条例は市の最高規範であり理念であるので、条例に書き込むことで、市職員にもこの考え方が仕事の大前提となる。
- 事務局 市の職員にこの条例を周知する必要は感じている。
- 委員 目標として、市民にわかりやすい情報でなくてはいいと条例に明示するのはいいと思う。
- また、施策として、広報やホームページでどういう情報を出すかというところに、市民の参画が必要ではないか。いくら行政が市民目線でやっても限界がある。市民自身に参加してもらうことにもう少し踏み込めるかもしれないと感じる。
- 委員 広報に市民記者がいるといいと思う。学生や子育て世代など様々な世代で市の広報職員と一緒に作成すると必要な情報が整理されるかもしれない。
- 事務局 市民参加の広報については、昨年度から市内高校生に記者となってもらっている。去年は、少子高齢化について市の施策を記事にしたり、多文化共生について太田市に多いインド料理店の取材記事などがあった。この取組みをもっと広げることは必要になるかもしれない。

委員 改善の一步だと思う。一般の新聞などではモニターや紙面評価委員などがあるが、そういう制度はあるのか。

事務局 市の広報紙への評価制度はない。

委員 広報紙については月に3回出ているが、広報課の以外の各課に編集委員がいるのか。

事務局 各課に1人広報担当職員がいる。毎年ホームページ担当の研修をしている。広報紙については、広報課で各課の原稿をまとめて編集している。

委員 市民から情報掲載の依頼はあるのか。

事務局 全てではないが、クロスワードパズルのコメントなどで情報を受けている。それに基づいた編集をしていたりする。

委員 広報紙の記事について、広報課から各課につき返すようなことはあるのか。きちんと伝えたいという思いのある原稿か、一応広報に載せ市民に苦情を言われた時のアリバイにしたい原稿かは、見ればわかる。

事務局 それは当然ある。ホームページも同じだが、見出しが役所的になる。見出しを見て読みたくなるような原稿を作ってくれと言っている。それを手直ししている。

会長 情報共有の話はここで整理したい。主な論点として、3つ出たかと思う。

(主な論点)

- ・ 市民視点に立った情報の提供の理念
- ・ 市民参加による情報公開の施策
- ・ まちづくり基本条例の市民の認知度

(地域コミュニティのあり方について)

会長 つぎに地域コミュニティに関して話し合いたいと思う。
条例の第8章が該当するが、第22条第1項は市民の努力規定、第2項は行政と議会の政策形成と支援、第23条は第1項が市民の努力規定、第2項が行政もしくは議会の努力規定という構成となっている。
住民協議会で議論された論点と条例を比較していかがだろうか。

委員 住民のコミュニティ組織には市の条例はなるべく立ち入らないほうが良いと思う。原則を書くくらいで、具体的な展開は住民の自主性に任せたいほうがよい。

委員 サークルやNPOなどの活動に対して、市がルールを作って制限するのはあまり好ましくないように思う。悪いことをしない範囲での制限に留めるべきではないか。

- 住民協議会の取組みはとてもよかった。市民が積極的に参加するきっかけとなる。私は他自治体の出身だが、こういった取組は聞いたことがない。住民協議会のように、住民がまず考えるような取組み、まず考えなければいけないという意識を持ってもらう取組みが必要だと思う。
- 委員 コミュニティというと、地域コミュニティのような自治会や町内会を中心としたものがあると思う。
- 私が我孫子市長を務めていた際には、環境や福祉などテーマごとに活動をしている人たちのコミュニティをどう地域とうまく結びつけるかという課題があった。
- テーマ別の活動には専門的な能力が伴っている場合が多いが、これを地域と結び付けようと思っても、意図的に結び付けないとなかなか接点がない。両者を結びつけることは、お互いにとってすごく大事であるように感じる。
- 事務局 住民協議会でも同じような課題が出ていた。地域の中でリーダーが不足しているという課題について、地域の中に特定のテーマで活躍する者が加わることでその人がリーダー的な存在になるのではないかという議論があった。
- 委員 具体的な事例はあるか。
- 事務局 いま徐々にそういった取組みをしている団体がいくつかある。1つは引きこもり対策で NPO が居場所づくりを沢野地区と連携しながら取り組んでいる。また、発達障がいの中で、医師と太田市の中心市街地の地域が連携する取組みなどがある。
- 委員 我孫子市では、地域のコミュニティセンターの管理を、自治会やテーマ別の利用団体にやってもらうことにした。施設的设计段階から参加してもらおうと大喧嘩になる。だが、各々の意見が通らなくても大喧嘩して決めると納得感がある。行政が一方的に決めると不満が残る。そういうことをやっているうちに地域とテーマ別の取組みが結びついた。
- 委員 人の立場には様々あるが、それぞれの立場の人の意見に耳を傾けないといい案は生まれてこない。市民が行政に軽く相談できる環境があるといい。それが地域コミュニティを良くする一手にならないかなと思う。
- 委員 色々な人が話すことで情報交換ができ、人と人のネットワークができる。市は、トップダウンになってしまいがちである。市民が参画してボトムアップがないと発展しないと思う。
- 会長 今の話はまさに第23条の話だと思う。前回は話したが、ここでいうコミュニティには、ブレがあるように思う。
- 第8章は地域コミュニティと題しており、地域のコミュニティに特化し

ているように思うが、第22条では「心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり」と表現しているから、テーマ別のコミュニティも含まれる。

地域コミュニティだけの発展ではなくて、他のコミュニティも一緒に発展することを目指しているのではないかと思う。となると章題で「地域」はないほうがいいのではないか。

ちなみに解説文を読むと、住民自治組織については「町内会活動など」としている。

委員 住民自治組織に行政が積極的に関わるということについて、全否定はしないけれど、お薦めしない。官製の組織になってしまう気がする。

また、「行政ができないものについてコミュニティでやってもらう」という考えをしている人が多いように思うが、まず市民がやるということが原則だと思う。「コミュニティができないことを行政がやる」ということを押さえておく必要があるのではないかと思う。

会長 その考え方はこの条例に入っていないように感じる。そのための章立てがないので、どこに入れるのがいいのかとずっと思っていた。第8章のコミュニティなのか、あるいは第2章の基本原則だとするとすごく大きな改正になってしまう。

会長 以上で第8章に関する議論は以上としたいと思うが、ここでの論点は2点あったように思う。

(主な論点)

- ・ 住民自治組織の定義
- ・ 行政ができないことをコミュニティにやってもらうのではなく、市民ができないことを行政がやるという原則

(その他)

会長 他の章についても議論したいと思うが、何かあるか。

委員 第10章の安全・安心のまちづくりについて、第28条の危機管理の中に、昨今の東アジア情勢における北朝鮮のミサイル発射のような話も含まれるのか。

また、それと第11章のやさしさと思いやりのあるまちづくりについて、高齢者や障がい者の暮らしやすいまちづくりについては言及しているが、近年では外国籍の市民も増えている。条例の前文で多くの国の文化と共生するとあるが、第3条の市民の定義については解説書で国籍を問わな

いとしているので、外国籍の人が暮らしやすいまちづくりを入れてもいいのではないかと思った。

事務局 災害等という中では、市では国民保護の観点で災害等ととらえている。事前災害などの他にミサイル発射やテロの問題も含まれる。

委員 防災会議と国民保護協議会の両方あると思うので、「災害等」に入れているということだと思う。解説書に具体的に記入してもいいと思う。ちなみに第31条で「やすらかに」と表現しているが、ほかにいい言葉がなかったのか。「生きがいを持ち」というのも、市民としては、あまり行政から生きがい云々と言われたくないと感じる。

事務局 策定当初「やすらか」と言う表現についても議論していて、「やすらか」の意味には、何の心配もなく悩みがない様、穏やかで変わったことのない様などいくつかあるようである。条文の上にある「暮らしやすい」が全てを包含していると思われる。

委員 個人的に変えたほうがいいと思っているのは、第7章の住民投票である。第21条の第1項で「市長は、…必要に応じて住民投票を実施することができる。」としているが、市民の立場からすると「市民は住民投票で主権者としての意思を示すことができる」と書きたい。

また、第2項で「より多くの市民が発議できる住民投票制度を定めます」となっているが、第4項では「住民投票を行う場合は事案ごとに条例を別に定めます」となっている点も気になる。条例は議会の議決を得なければ作れないので、住民投票を実施するか否かの決定は、最終的には議会が判断することになる。

そもそも住民投票は、市長や議会の意思と主権者としての市民の意思が食い違っているようなときに実施するものなので、住民投票を実施するかどうかは、市長や議会ではなくて市民が意思決定できるようにする必要がある。どこまで直すかは議論が必要だと思うが、ここは案外重要だと思う。

会長 確認であるが、いま住民投票条例は常設であるのか。解説書では、常設のものを作るというイメージで書かれているように思う。

事務局 現状、常設のものではなく、案件に応じて条例制定となる。

委員 地方自治法上の直接請求を言っているに過ぎないのではないか。地方自治法の規定をなぞっているだけのように感じる。

委員 解説書では、地方自治法上の規定をより緩和するということのように読める。

委員 50分の1を100分の1にするとかだろうか。しかしながら、最終的に議会が決めることに変わらないのであまり意味がないように思う。

会長 制度もできていないようなので、一度確認してほしい。第2項と第4項が矛盾している点と、主語が市長となっている点について検討が必要だ。

会長 他に何かあるか。
個人的には、第5章の財政について、まちづくり基本条例としては、市民にとって市の予算を自分のお財布と同じような感覚となってもらうことが本来の理念ではないかと思う。表現の仕方は難しいけれど、自分のお財布の延長線上に市の予算があるというような理念を最初の財政状況の公表のところに書けたらいいのではないかと思う。

会長 また、言い放しとなってしまいが、第6章の評価について、第20条の第3項は「市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます」という規定である。「できる」という表現だと、仕組みを作るのは行政なので、やらないことになるのではないか。ここで縛ると1回1回の評価は大変となり、実際にどのようにするかという技術的な問題が残るが、本来は、行政の責務として情報公開や市民参加があるからこそ、市民が参加して評価するという行政の責務が生じるのではないかと思う。

事務局 外部評価という点では、太田市ではISOの9001を取得しているので、ISOの審査機関にお願いしているような状況である。

2.3. その他

会長 最後の第3回は、今日言い忘れたところや新たに気づいたところの話をして、全体を通してこれまで出た議論を踏まえて事務局案をもう1回検討していくということにしたいと思う。

3. 閉会

事務局より次回日程について説明